

『下土棚遊水地上部利用計画 地域懇談会』傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下土棚遊水地上部利用計画地域懇談会（以下「懇談会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴に関する手続き等)

第2条 傍聴希望者は懇談会の開催当日、会場入口に設営された受付場所に、開催の30分前に集合するものとする。

2 傍聴者の定員は10人以内とし、定員を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

3 前項で傍聴者を決定した後に、傍聴の申し出があった場合には、傍聴申出者を、先着順により定員の範囲内で、傍聴者として決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第3条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴者以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第6条 座長は、懇談会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第7条 この要領に定めのない事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(附 則)

この要領は、平成24年9月26日から施行する。